

## 日本郵便株式会社法施行規則の一部を改正する省令

### 1. 改正の背景

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）が令和3年3月31日をもって失効し、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が新たに制定されることに伴い、日本郵便株式会社法施行規則（平成19年総務省令第37号。以下「省令」という。）について規定の整理を行うもの。

### 2. 改正の概要及び内容

省令では、郵便局の設置については、日本郵便株式会社は、いずれの市町村（特別区を含む。）においても、一以上の郵便局を設置しなければならないものとしているが（省令第4条第1項）、特に過疎地においては、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成24年法律第30号）の施行の際現に存する郵便局ネットワークの水準を維持することを旨とすることとしており（省令第4条第3項）、省令で規定している過疎地の一つとして、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第2項の規定により公示された地域を掲げているところである（省令第4条第5項第6号）。

これについて、過疎地域自立促進特別措置法が失効し、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が新たに制定されることに伴い、「過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第2項の規定により公示された地域」を、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第2項の規定により公示された地域」に改めるものである。

なお、本改正に伴う省令の規定内容については、変更は生じないところである。

### 3 施行日

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行の日から施行する。